

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 7 日

河北町長 森 谷 俊 雄

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

谷地地域

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 7 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○ 経営体数

法人	10 経営体
個人	63 経営体
集落営農（任意組織）	5 組 織

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

### 6. 地域農業の将来のあり方

- 山手の地域で、機械で行けないような農地が耕作放棄地となっている。農地は、基本的に地主対応とし、地区ごとに荒らさないよう管理する。
- 広い平地で人気が高く集約化が進んでいない。しかし、5年継続不可の農地が散見されるため、担い手は規模拡大時に集約が進むよう請け負う。
- 下野地区の耕作放棄地増加が課題となっている。1筆1筆は小さい農地だが、多くの農家が果樹を栽培する平地でまとまった樹園地地帯のため、活用方法を検討する。
- 両地域は橋を挟んだ対岸に位置するが、お互いに相手地域に耕作に行っており、集約化の妨げとなっている。そのため、両地域は橋を渡って耕作しないよう協議し、集約率の向上を図る。